

大阪経済大学情報システム利用者の情報倫理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪経済大学（以下「本学」という。）の教育研究および事務処理の推進に寄与するために設置する情報システム（以下「システム」という。）を利用する際の情報倫理を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 情報倫理とは、システムを利用する上で最低限守らなければならない行動基準である。

(適用範囲)

第3条 本要綱は、システムのコンピュータアカウントを付与された本学関係者（以下「利用者」という。）に適用する。

2 利用者は利用資格を有した後はすべての利用行為に関して責任を問われることがある。

(遵守事項)

第4条 利用者は次の各項に該当する事項を遵守するものとする。

(1) コンピュータアカウント（ユーザID・パスワード）

- ①コンピュータアカウント情報を他人に知らせてはならない。
- ②他人のコンピュータアカウントを使用してはならない。
- ③システムおよびユーザのパスワードの解読を試みてはならない。

(2) システム資源

- ①他人のファイルまたはデータを許可なく削除、複製、改変してはならない。
- ②システムファイルを削除、複製、改変してはならない。
- ③システム資源（データ容量、メモリ、ネットワーク帯域等）を大量消費し続けることにより、他の利用者の利用を妨げてはならない。
- ④設備またはシステムを営利目的に使用してはならない。
- ⑤システムに損害もしくは不利益を与える行為をしてはならない。

(3) 知的財産権

- ①他人の著作権、特許権、商標権、肖像権等を侵害してはならない。

(4) 情報の発信

- ①他人が発信した情報を許可なく複製、変造、公開してはならない。
- ②不正な方法により情報を取得、利用してはならない。
- ③次に該当する情報を作成・発信してはならない。
 - (a) 他人への迷惑行為となる情報
 - (b) 他人のプライベートに関する情報
 - (c) 脅迫的な情報
 - (d) 虚偽や事実を歪曲した情報
 - (e) 営利を目的とする情報
 - (f) その他公序良俗に反する情報

(5) その他

- ①権限外のアクセスを試みてはならない。
- ②コンピュータウイルスおよびその他の有害プログラム等に感染しないようウイルス対策ソフトの導入をはじめとする最善の努力を払わなければならない。
- ③権限を有しない機密ファイルにアクセスしてはならない。アクセス後に該当ファイルが機密であったことが明らかとなったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。
- ④管理者の許可なくコンピュータ等にソフトウェアをインストールしてはならない。
- ⑤違法なプログラムやデータのダウンロードおよび利用をしてはならない。
- ⑥システムを利用してハラスメント行為を行ってはならない。
- ⑦他人を騙るなりすまし行為をしてはならない。
- ⑧本学システムおよび学外システムに対して、不法行為を行ってはならない。
- ⑨法令または本学諸規程に違反する行為をしてはならない。

(違反行為に対する措置)

第5条 前条に違反する行為および違反の疑いのある行為が生じた場合、情報システム課が調査する。

2 次の各号に該当する違反行為があった場合、財務部長は違反者に対し利用資格の一時停止を行うことがある。

- (1) システムへのクラック行為（システムやコンピュータに対する意図的な不正アクセス、システム資源の破壊、有害プログラムの持込等）
- (2) 本要綱に違反していることを知りながら行う意図的な違反行為
- (3) 過去に違反行為による措置を受けた者による再度の違反行為
- (4) システムに甚大な被害を及ぼす行為
- (5) 講義・業務運営に重大な支障をきたす行為
- (6) プライバシーの侵害、虚偽情報の流布等、大学または他人の信頼を大きく傷つける行為および重大な精神被害を与える行為
- (7) その他、システム運営上利用継続に支障がでると判断される行為

3 財務部長は、前項各号に該当する違反行為の事実あるいは疑いがあった場合、進路・研究・その他会議の意見を聴いて、次の各号に定める該当者の所属長と関係者・関係組織に報告を行う。

- (1) 学 部 生：学部長および学生部長
- (2) 大学院生：研究科長および学生部長
- (3) 教 員：学部長および校務協議会
- (4) 職員・委託要員：部長および事務局長
- (5) その他：財務部長の判断による

4 財務部長は、進路・研究・その他会議の意見を聴いて、第2項以外の違反行為をした者に教育的措置を行うことがある。教育的措置とは、情報倫理の自覚を促すための教育的指導であり、以下の内容を意味する。

- (1) 違反行為に対する説明および嚴重注意
- (2) 違反行為に対する反省文提出の指示
- (3) 情報倫理に関する講習の受講指示
- (4) その他、再発を防止するための指導等

(措置の適用)

第6条 前条の措置は、別表1「措置の適用手順」に基づき行う。

2 財務部長はシステムへの影響や緊急度に応じて、違反者への通告を経ずに利用資格の一時停止をすることができる。

3 適用された措置は、直接違反者に通告を行う。

4 措置を受けた者から異議申し立てがあった場合、財務部長は進路・研究・その他会議の意見を聴いて、異議申し立て者に措置の理由説明を行い、必要に応じて再審議を行う。

5 前条の利用資格の停止の解除は、財務部長の判断のほか、処分の権限を有する意思決定機関の判断による。

(情報の開示)

第7条 次の各項により違反行為に関する情報を調査・開示することがある。

(1) 財務部長と個人情報保管責任者が協議の上、必要と判断した場合。

(2) 日本の公的な司法・行政機関から開示命令がある場合。

(再発防止)

第8条 違反行為に使用されたファイルやメール等を所持者の許諾を得ずに、情報処理部が削除あるいは回収・廃棄を行うことがある。

2 前項の措置において、ファイルやメール等の削除が発生しても、本学はその責任を一切負わない。

3 本条の措置があった場合、財務部長に報告する。

(改廃)

第9条 本要綱の改廃は、進路・研究・その他会議、教授会および学長の意見を聴いて理事長が行う。

附 則

1 1998年11月6日教授会にて承認した。

2 2002年3月12日情報処理センター委員会の議を経て改正案が提案され、教授会にて承認した。

3 「違反行為に対する措置」の具体的適用については、別に「ガイドライン」を定めるものとする。

4 この要綱は、2016年3月22日に「大阪経済大学情報ネットワーク・システム利用者の倫理要綱」から名称を変更し、同日から施行する。

5 『大阪経済大学情報ネットワーク・システム利用者の倫理要綱の「措置・適用」に関するガイドライン』は2016年3月22日に廃止する。

6 この要綱は、2018年8月7日に改正し、2018年5月1日に遡って施行する。

7 この要綱は、2019年7月9日に改正し、同年4月1日に遡って施行する。

(別表1) 措置の適用手順

